岩見宏
明代徭役制度の研究

山根幸夫

本書は著者岩見宏氏の明代徭役制度に關する研究成果を集大成したものである。筆者も岩見氏とほとんど時を同じくして、明代徭役制度の研究を開始した。但し、處女論文を發表したのは岩見氏の方が二年も早く、本書の後編に收められている「明の嘉靖前後における賦役改革について」（一九四九）がそれである。この論文の發表されたことを知った時、筆者はそれまで自分の研究してきたことが、岩見氏の論文の中にすっかり述べ盡されているのではないかと衝撃をうけた。而も筆者は當時肺結核が再發して、靜養を餘儀なくされていたため、岩見氏に先を越されたことに大きなあせりを感じた。

處が、岩見氏の論文を拜見してみると、必ずしも筆者の研究內容と全く一致しているわけではないことを知って、ひと安心した。その結果、筆者も多少意を強くして、「一五・六世紀中國における賦役勞働制の改革—均徭法を中心として—」（一九五一）を公表した次第である。その後も、岩見氏と筆者はほぼ平行して、明代徭役制度の研究に取りくんできた。つづいて、小山正明、栗林宣夫、森正夫、谷口規矩雄等の諸氏も明代徭役制度の研究に參加した。然し、西に於ては岩見氏が、東に於ては筆者が、明代徭役制度の研究における先達の役割を果してきたと自負している。

筆者が明代徭役制度の研究について、一應の結末をつけたのは、東京女子大學學會より公刊した『明代徭役制度の展開』（一九六六）であった。岩見氏は該書のために、筆者の要望に快く應じて序文を執筆して下さった。この後、筆者は岩見氏に對して、その研究を早く一本にまとめられるよう、屢々訴えていた。處が一九七四年、岩見氏は「明代徭役制度の研究」と題する論文を京都大學へ提出されて、文學博士の學位を授與された。當然、その學位論文がすみやかに公刊されることと期待していたが、その後岩見氏は神戸大學に於て管理職を歷任され、多忙をきわめたため、なかなか出版の運びには至らなかった。岩見氏と顏をあわせる度に、出版の方はどうなったかと訊ねるのを常としていたが、漸く去る一九八六年五月、東洋史研究叢刊の一册として本書が立派に出版された。

それでは、先ず本書の內容目次を紹介しておきたい。

前篇　明代徭役制度の變遷—上供・公費との關係を中心として—
第一章　明初の徭役制度
第一節　均工夫
第二節　雜役
第三節　里甲正役
第二章　明初における上供物料と地方公費
第一節　明初における上供物料の調達方式
第二節　物料負擔の增大
第三節　地方公費の支辨原則
第三章　上供・公費と徭役との關係
第一節　上供・公費と里甲正役
第二節　上供・公費と均徭㈠—九等法をめぐって——

第三節　上供・公費と均徭㈡―聽差について―
第四節　九等法から門銀・丁銀へ
おわりに
後　篇
第一　明の嘉靖前後における賦役改革について（東洋史研究一〇ノ五、一九四九）
第二　明代地方財政の一考察―廣東の均平銀について（研究三、一九五三）
第三　銀差の成立をめぐって―明代徭役の銀納化に關する一問題―（史林四〇ノ五、一九五七）
第四　明代の民壯と北邊防衛（東洋史研究一九ノ二、一九六〇）
第五　江西一條鞭法雜考（研究三五、一九六五）
第六　明代における雜役の賦課について―均徭法と九等法―（東洋史研究二四ノ三、一九六五）
第七　嘉靖年間の力差について（『田村博士頌壽記念東洋史論叢』一九六八）
第八　均徭法に關する一史料（『内田吟風博士頌壽記念東洋史論叢』一九七八）
第九　均徭法・九等法と均徭事例（均徭法・九等法和均徭事例）（中華文史論叢一九八一ノ二、『明清史國際學術討論會論文集』一九八二に再錄）
附　篇
第一　『山東經會錄』について（『清水博士追悼記念明代史論叢』一九六三）
第二　『皇明條法事類纂』について（大安一二ノ一一、一九六六）

著者によれば、本書の「前篇は京都大學に學位論文として提出したもので、これによって昭和四十九年に學位をさずけられた。はじめに明代の徭役制度の全般について解説し、また内容の時期が明代の後期までわたっているので、總説的な性格を持つものとして、これを前篇とした。そのなかで、第二章の第一節と第二節とは、かつて〈明代における上供物料と徭役との關係〉という題で、『東洋學報』五五卷二號（一九七二）に發表したものである。後篇は既發表の論文を年代順に排列した。内容的に前者と重複するところが少くないが、前記『東洋學報』に掲載したものを除き、徭役關係の論文は全部收錄した。また附篇とした二篇は、史籍紹介の形になっているが、内容としては關聯する面が多いので、併せて收錄することにした」との由である。

右の如く、本書の後篇は著者の明代徭役に關する既發表論文を年代順に排列したもので、これらの論文については、その都度史學雜誌の〈回顧と展望〉などでも取りあげられてきたので、本稿では論及しないことにして、岩見氏の學位論文でもある前篇を、もっぱら考察の對象にしてみたい。

前篇で著者がもっとも力點をおいているのは、上供物料と地方公費の負擔がどのようにして發生し、それが誰によって支辨され、制度的にどのように組織化されていったか、といった問題である。著者の前篇執筆の主要な意圖は、筆者の所説に對するきびしい批判をすることにあったのではないか、と推測される。その所説というのは、筆者が前述の均徭法に關する論文につづいて發表した「明代里長の職責に關する一考察」（東方學三、一九五二）のことである。

些か私事にわたるが、筆者が卒業論文に取りくんで、各種の地志の中から關係史料の蒐集をしていた時、從來里長・甲首の職責とされてきたものの他に、上供・公費の負擔があったことを示す多數の史料にぶつかった。それらの記事は、實錄・編年史・政書などには見當らない史料であった。この發見は筆者を驚喜させた。それ故、最初に發表した均徭法の論文よりも、二番目の里長の職責に關する論文の方に、筆者は寧ろ自信を抱いたほどであった。但し、上供・公費の負擔の起源については全く論及することができず、宛も明初からそれが存在していたかの如き敍述になってしまった。

これに對して、岩見氏はまず「明代地方財政の一考察—廣東の均平銀について—」（本書後篇）の中で、上供・公費などの現年里甲の負擔は「概ね明の中葉から始まったものと考えられる」として、拙稿批判を開始した。筆者自身も上供・公費の負擔が、明初から現年里甲の負擔であったとする確かな證據はなく、必ずしも明初起源説に固執するものではなかった。それ故、拙著『明代徭役制度の展開』の中では、「一部については—殊に上供—、國初より現年里甲が負擔していたのではあるまいか」（九二頁）との推測をつけ加えておいた。

それでは、岩見氏は拙稿の批判をどのように展開しているのであろうか。まず、第一章第二節「雜役」では、洪武年間を中心に、實錄・會典・諸司職掌などを引用しながら、各種雜役の實態を詳しく解説する。而して、それらが〈雜役〉と總稱されたのは、里甲制が確立して、里長・甲首の役が〈正役〉とされた後のことであった、と推定する。更に、永樂以後の雜役についても、若干附け加えている。卽ち、皁隷について、把門の皁隷が門子となり、庫子や倉斗級も皁隷から分化したものとの指摘や、均徭科派の基準としての〈戶等制〉と稅糧との關係にも言及している。但し、均徭法の實施に當って制定された〈均徭册〉の實態については、明確な記述はなく、色々疑わしい點も多く、簡單に結論をだすことは難しい、と筆者は考えている。

第三節「里甲正役」では、特に里長の職責とされた「勾攝公事」の內容を、「まとめて言えば、戶口・差役・稅糧・田土等の不正に關する責任」ということになる。「先人の說の中には、この公事に公費の如きものが含まれていたとするものもあるが、それは明代後期の史料による見解」であると批判している。右で「先人の說」と言うのは、筆者の見解を指したものである。此處にも、明初には上供・公費の現年里甲による負擔は、存在しなかったとする著者の主張の伏線がしかれている。確かに、著者の主張するとおり、明初における「勾攝公事」の中には、上供・公費の負擔は含まれていなかったであろうが、明代中期以降の各地の方志を見ると、上供・公費の負擔を「勾攝公事」の一部と認めていたと考えられる記述が見られる。

以上、第一章における主要な問題點にふれたが、この章は恐らく著者にとっては、序說に相當するものであろう。

第二章「明初における上供物料と地方公費」および第三章「上供・公費と徭役との關係」が、前篇の中心部分であり、著者がもっとも力を注いだ處であろう。第二章第一節「明初における上供物料の調達方式」では、明初現物主義の財政政策を採用していた政府が、必要物資の調達に際して、購入よりも寧ろ現物調達を主とした〈上供物料〉調達の詳細な狀況を、具體的に敍述している。著者も

言うように「宮廷や多くの官廳で必要とする雜多な物資について、一々明確な法規が殘っているわけではない」から、著者は『諸司職掌』中に見える物料關係の記事の中から、その調達方式に言及した史料を、丹念に抽出、整理する。而してこれら史料の分析を通じて、物料の調達方式を次の如く要約している。

㈠ 本來の生産者から政府に納入させるもの。
㈡ 政府が人民を使役して採取するもの。
㈢ 稅糧の一部代納の形で人民に納入させるもの。
㈣ 抽分の形で商人から現物徵收するもの。
㈤ 民間から買上げるもの。

右のうち、㈡のケースは臨時的な場合が多く、㈣のケースについては、一般の人民にとっては直接的な關わりはなかったので、著者は㈠㈢㈤を中心に考察を進めている。著者の結論として、「明朝の現物主義が、時代の下るにつれて流通經濟の回復發展とともに、急速に崩れていったという常識から判斷するなら、物料調達における買辨方式の比重が次第に大きくなっていった」ということになる。なお買辨というのは、著者の右の分類に從えば、㈤に該當するであろう。

第二節「物料負擔の增大」では、從來の所論は物料の種類の增加、或いは量的な增大のみが指摘されたに止まったが、著者は年代の推移するにつれて、既定の割當て自體が不當な負擔を強いることになる場合のあった點を強調する。なお、上供物料の中で、明初から人民の負擔になっていたものは、直接納入、或いは稅糧折納の方式を採った。然し、その後新たに增加した分については、買辨方式によって調達されるものが、比較的多かったであろうことを推論する。而して買辨方式の實態を具體的な例に基づいて考察している。その場合、著しい現象として、割當てが不適切なケース、品物を納入させておき乍ら、代價が人民に支拂われなかったケースを擧げている。而して買辨の際における人民の苦痛を救濟すべく、〈均役義倉〉から費用を支辨したケースのあったことを紹介する。但し、上供物料の支辨が、すべて買辨形式のみに依存したわけでなかったことは、說明するまでもない。

第三節「地方公費の支辨原則」では、まず地方公費は本來の形（傍點筆者）では、徵收された租稅の中から支辨されるべきものであって、別途にこれを人民に割當てるべきものではなかったことを強調する。處が明代後期になって、その多くが改めて人民に割當てられることになった。この狀態を明初からのものと見る說に對して、著者は本來の形というものが、果して存在したか否かを檢證しようと試みる。なお、右の明初からのものと見る說とは、筆者の說を指したものであろう。

そこで、著者は嘉靖『廣東通志』に述べられている均平銀（歲辨・額辨・雜辨）を基準として、各項目ごとに『諸司職掌』『實錄』などから、それに該當する記事の抽出を行なっている。これは頗る繁瑣な時間のかかる作業である。右の如き考察を終えた上、著者は次の如く述べている。「その結果、本來から人民の負擔だったのは、木鐸老人一項目だけで、その他はかなり多數の項目について、官費を支出すべきことが明記されており、又そのような明文のないものでも、事の性質上それに準じて考えてよい」と。然し、著者も推測するように、これら公費も明初においては、非合法な形で徵收されたものであり、その經過が史料に殘されている場合は極めて稀

であるから、後の時代の状況から溯って、判断をするしか仕方がない。處で、著者はこのような公費の割當てが、制度化した時期を明代後期とする。著者が明代後期という場合、どこに前期との境界を設定しているのであろうか。別の箇處では明代中期という言葉も使用されている。筆者は寧ろ、公費負擔の制度化された時期を、明代中期と考えたい。著者の紹介された廣東の均平銀も、それ以前に均平錢とよばれた時期があった。均平錢が實施されていた時期は、明代後期ではなく、中期であったからである。著者は以上の考察を通じて、明初に於ては上供・公費の負擔は、里甲正役とは關わりのないことであった、と斷定する。

續いて第三章では、明初にはそれぞれ無關係であった上供・公費と、徭役との間に、時代の推移と共に關わりが生じ、兩者の結びつきが出現した事情の解明を試みている。まず第一節「上供・公費と里甲正役」では、明代中期に至って、現年里甲が上供・公費を負擔するようになった例が、かなり多く見出されることを指摘する。かかる里甲負擔の起源は、宣德・景泰、或いは成化・弘治の頃と見ている。而して史料に現われた明人の認識の中にも、上供や公費を里甲の負擔とすることは、明初から規定された本來の形ではなかった、とする見解が示されているという。然し、各地の方志を見ていると、上供・公費の負擔を、明初から現年里甲が擔っていたかの如く記述しているものもある。つまり、明代知識人の認識も、著者の言われる如く畫一化していたとは言えないのではなかろうか。

第二節「上供・公費と均徭㈠—九等法をめぐって—」に於ては、物料の割當てが各戸を九等に分けた等級に應じて、それぞれの負擔額を決定したとする『會典』の成化十五年令を引き、その記事と丘濬の『大學衍義補』の記述との關係を論じ、〈九等法〉の存在を論證する。著者は以前にも九等の法（三等九則）とは、均徭法という名稱を使用しないで均徭法を實施する法であったと解していた（後篇第六論文）。此處では九等法が實際に施行された、と著者が考える湖廣における何喬新の改革を紹介する。即ち「湖廣におけるこのようなやり方を、丘濬の九等法に引きあてて考える可能性は、かなり大きいと判斷してよいであろう」と述べている。以上本節で、著者は乏しい史料を基にして、九等法という必らずしもその內容の明確でない制度の解明を試み、上供・公費の負擔が九等法を介して、均徭法の中に含みこまれたのでないか、と推測している。然し、筆者はこの推測は充分な說得力を缺くものではないかと考える。

第三節「上供・公費と均徭㈡—聽差について—」では、明代後半の華北方志に散見する〈聽差〉を、上供物料の負擔に對應するために設定されたものとの前提に立って、論證を進めている。而して、著者は聽差を「さし當り負擔すべき對象がないのにも拘らず、戶等に應じて銀を割り當て徵收して、將來の支出に供えるということであり、且つそのわりあては毎年行われ」たと定義している。但し、著者が『皇明條法事類纂』から引用した次の史料では「均徭原編の聽差人戶」という言葉が見えている。これは均徭人戶の中で聽差戶に當てられたもので、均徭法の規定に從ったものと考えられるから、この聽差人戶は毎年割當てではなく、均徭と同じく十年一編ではなかったかと考えられる。なお、著者は明代中期における聽差を、次の如く要約している。

㈠ 上供物料の負擔を賄うために設定されたもの。

㈡ 割當ての豫定だけがきめられ、實際の負擔は上からの指示が來

た時に出すその都度方式、および豫め定額の銀兩を徴收してプールしておく方式があった。

㈢　銀兩の割當ては、成化十五年令の線にそって、九等の戸等に應じ負擔額に差をつけた。

此處で著者は、嘉靖頃から山東各地で行われた門銀・丁銀の制と九等の法（聽差もその一種）とを關連づけて、門銀・丁銀は必ずしも嘉靖年間になって突然發生したのではなく、九等法に類したものが早くから存在していた、その方式が雜役全體に擴大されて、門銀・丁銀の制になった、と考えるのが自然であろうと結んでいる。

第四節「九等法から門銀・丁銀へ」では、著者は以上の考察に基づいて、次の如く自説を展開する。成化年間以降、上供物料の里甲正役によらない負擔形態として、九等法とよばれる賦課方式が施行された。又聽差とよばれる方式も存在した。聽差は明白に九等方式によっており、それが確認できない場合も、九等方式によっていた可能性が大きい。卽ち、成化以前には、上供・公費はまちまちの形で賦課されておったが、成化十五年令で九等方式が普及した。斯くして、成化・弘治以後の均徭法は、在來の輪番制（十年一編）による狹義の均徭法と、九等方式による割當て部分を含む廣義の均徭法とから成っていた。斯樣な廣義の均徭法が、更に華北の門銀・丁銀の制に發展した、と。

門銀・丁銀の問題については、まず谷口規矩雄氏が「明代華北における銀差成立の一研究—山東の門銀成立を中心として—」（東洋史研究二〇—三、一九六一）を發表、筆者も「明代華北における役法の特質」（『清水博士追悼記念明代史論叢』一九六二）を書いた。然し、著者は門銀の定義をそれよりも擴大して考える。卽ち、嘉靖『彰德府志』に見える〈銀賦〉や、康熙『扶溝縣志』に記されている銀差をも、門銀と稱して差支えないとする。同樣に、丁銀についても、まずその實態が成立して、その後になって〈丁銀〉という名稱が使用されるようになった、と推定する。而して門銀・丁銀の兩者とも、名稱としては嘉靖半ば頃のある時期に使われ始めた、としている。

以上、本節では、著者は上供・公費と門銀・銀差との關連について、直接には言及しないが、上供・公費は銀差の中に包含されたとの前提に立って、これらも門銀の中に含まれたと考えているのであろう。

以上、三章にわたる考察に基づいて、著者は次の如く結論する。

㈠　里長の職責と考えられてきた上供物料の負擔は、本來の形ではなかった。㈡　上供・公費の負擔が現年里甲にかかるようになったのは、明代中期からである。㈢　里長甲首の負擔という形だけでなく、雜役の一部として賦課する方式（九等法）も出現した。この結果、中期以後、雜役の總稱である均徭の中には、九等法で割當てられる上供・公費の類と、輪番制で割當てられる本來の徭役との兩者が含まれることになった。㈣　華北では、均徭の中の九等方式が擴大し、門銀制が出現し、續いて丁銀制も出現した。

全體的な結論として、更に次の如く要約している。明初には、雜役は稅糧を基準として賦課されたが、洪武十八年から、驛傳の役を除いて、上中下三等の戸等を基準として割當てられた。更に正統年間から、均徭役が行われたが、主要な賦課基準は田土、または稅糧とされた。成化の頃から、徭役の當らない戸に對して、毎年上供・公費を支辨するための銀を出させることが起り、これに對する政府

の規制の結果、九等法とよばれるものが出現した。斯くして、ある地方では均徭の中に二通りの賦課方式を含むことになったが、華北では九等方式が擴大して、門銀・丁銀制となり、江南地方では丁と田とを基準とした十段册法が出現し、やがて一條鞭法に集約された、と。

以上の如く、著者は前篇では、上供・公費と徭役との關係を解明するという立場から出發して、徭役制度の變遷の大きなポイントが、上供・公費との關係に由來することを明白にした、と結んでいる。

著者は本書前篇に於て、頗る繁瑣・複雜な考證を通じて、上供・公費の負擔が發生した經過を解明せんとし、それと關連して、九等法、聽差、門銀・丁銀制などの展開をも論證した。これらの所論を通じて言えることは、第一に、著者の主たる考察の對象が、華北地區に置かれていることである。特に、山東に重點が置かれたと言えよう。著者が〈九等法〉と名付けた制度は、主として華北に見られる制度である。又、門銀・丁銀の制も、華北で施行されたものであった。

第二に、著者は〈九等法〉に強い關心を抱き、華北における徭役制度の推移を、九等法の普及化を以て說明している。ところが、明代の史料の中で、九等法に關する史料は極めて乏しい。確かに成化十八年令は存在するがこれがどれほど實際に施行されていたか否かについては、それを具體的に證明する史料は乏しい。著者の主張する如く、九等法が普及していたとすれば、華北の方志の中にもっと具體的な九等法に關する記述が見出されても好いのではないか。

第三に、著者は筆者の提起した、現年里甲による上供・公費の負擔について、それを「本來の形」ではない、と強く否定している。而して、明初にはそのような負擔は存在しなかった、と強調している。勿論、筆者も明初から現年里長が上供・公費を負擔していた、と強く主張したわけではなかった。但し、上供・公費の負擔が現年里甲に科派されるようになったのは、地方的に大きな差があり、實施年代もまちまちで、割當てられた品目も、ばらばらな形で支辨させられた、と考える。それがある程度、組織的に割當てられるようになった段階の實情が、各地の方志に記述されたのであろう。それらの負擔を一括して割當てるようになった最初の方式では、それは錢納であった。〈里甲錢〉〈均平錢〉と呼ばれたのがそれである。徭役銀納化の進展と共に銀納に變り、〈里甲銀〉〈均平銀〉が生じたが、これらも一條鞭法の成立までは、ほぼ現年里甲の負擔になっていた。

第四に、本篇で著者は、主として華北の徭役制度を考察されたが、それは華中・華南とは形態を異にしていたと考えられる。そうだとすれば、何故華北では特殊な徭役の形が生れたのであろうか。華北を中心に考察された著者に、この點にもう少し論及してほしかった、と思うのは筆者のみではあるまい。

さて、本書を手にとった人は、誰でも氣附いたであろうが、著者は史料を引用する場合に、まず漢文史料を載せて、次に譯文を掲げている。漢文の讀み下しではなくて、文字どおり譯文である。これは讀者に對して非常に親切な方法である。最近は譯文のみを掲げる方式も普及してきたが、實は漢文は國際用語なのである。中國史を研究する者にとっては、洋の東西を問わず、漢文は共通語である。

さきに筆者が『明代徭役制度の展開』を刊行した時、引用史料はすべて讀み下し文しか載せなかった。そのため、外國の研究者から何度か苦情を言われたことがあった。著者の今度の方式は、非常に結構である。但し、スペースが限られている場合は、この方式を採用することは困難であろう。

著者の長年にわたる明代徭役制度に關する研究成果が集大成されたことは、大變喜ばしいことである。著者の極めて創意にみちた說が隨處に展開されている。筆者にとっても、敎えられる點が多々あった。今後、明代徭役制度の研究を志す學徒は、是非讀まなければならぬ貴重な文獻である。それのみでなく、明代社會經濟史、或いは政治史を研究している者にも、必ず一讀しておかねばならぬ文獻である。

なお、拙文の中で、著者の見解を充分に讀みとることができず、妄言を述べている箇所があったとすれば、何とぞ御海容を願いたい。このようなすぐれた研究を出版された、著者岩見宏氏に、衷心より敬意を表する次第である。

一九八六年五月　京都　同朋舍
A5版　三八〇頁　九五〇〇圓

許滌新・吳承明主編
中國資本主義發展史　第一卷
中國資本主義的萌芽

岸本美緒

本書は、全四卷を豫定されている『中國資本主義發展史』（以下『發展史』と略す）の第一卷として一九八五年九月に出版された、總序・本文あわせて全七七三頁に及ぶ大册である。『發展史』全四卷が體系性をもつ一つの書物として構想されているという點からすれば、本書は本來、全卷完結を待って書評されるべきものかも知れない。しかし、後述する『發展史』編集事業の經緯から見ても、又、頗る充實した本卷の內容自體からしても、『發展史』は、今後中國の經濟史研究におけるスタンダードとしての位置を占めるものと豫想されるのであって、各卷につき、扱われている各時期の專門研究者による十分な批評がなされることが望ましいともいえる。淺學の私には力に餘る書物ではあるが、概略の紹介に若干の率直な感想をつけ加えて、書評の責を塞ぐこととしたい。

本卷卷頭には、『發展史』全四卷に對する「總序」が附せられている。主編者の一人許滌新氏の執筆に係るもので、『發展史』の性格、特徵が大略次のように說明されている。

(1)『發展史』編纂の經緯。『發展史』編纂の任務は、一九六〇年周恩來によって許氏に委託されたものである。その目的は「政治經濟學の中國化」卽ち、歐米をモデルとして作られたマルクス經濟學